平成２８年（フ）第１２９３号
千葉市美浜区高洲３丁目６番３棟404号
債務者　眞田　裕樹
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
長野県伊那市美篶上原4633－７、住民票上の住所長野県伊那市高遠町上山田2170番地31
債務者　小林　洋樹
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8148番地１　レオパレスアクアラグナ106
債務者　小林　　渉
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２７６号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番５－402号
債務者　大野　孝子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５３３号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１－846号
債務者　植松　真人
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４５号
さいたま市緑区大字中尾3085番地　オーキットコート東浦和306、旧住所さいたま市南区大字大谷口796番地18
債務者　水野　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９４号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６－103号　センチュリー川口
債務者　矢作　由理
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５７号
埼玉県春日部市米島818番地64
債務者　西原　泰喜
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
埼玉県春日部市上蛭田65番地11　プラザドゥミヤコ３　201号
債務者　大寺　文一
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６９号
埼玉県八潮市大字大曽根925番地　ツインハイツＢ－101
債務者　室井　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１９４号
千葉県船橋市本中山４丁目10番８号　メゾンステラ102号
債務者　中井　邦晃
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０２号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目11番地９　シティハイツ小林204号
債務者　**廣**川　隆之
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４４号
千葉県市川市国府台４丁目９番42号　（ライトコート国府台Ⅲ－103号）
債務者　三澤　良子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間232番地の１　浜佐呂間第３団地424号、前住所北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間418番地の１
債務者　村岡　弘明（旧姓田沢）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1797番地の１　サンハイツ・アキヤマ202号
債務者　齋藤　善江
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１６８３号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治一番館806号
債務者　齊藤　汐里
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納6140番地　エヌズガーデン203号
債務者　岩崎　松栄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所名護支部